

第2章 具体的架装物の例

1. 自動車リサイクル法の対象外となる架装物

- ・シュレッダー業者で処理されることが少なく、載替えや別用途での利用等により、再利用されることが多い架装物については、自動車リサイクル法の対象外とされています。
- ・これらの法対象外架装物をキャブ付シャシ部分と一緒に解体する場合、架装物部分に関しては自動車リサイクル法上の登録・許可業者としての引取義務はなく、また、その処理に必要な費用についても、シュレッダーダスト料金に含まれていませんので、そのことを考慮して前工程や後工程の事業者との取引を行ってください。

(1) 保冷貨物自動車の冷蔵用装置その他のバン型の積載装置

冷凍車



バンボデーの処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。
※冷凍装置に使用されているフロン類は、フロン回収破壊法（第一種特定製品）に基づく対応が必要です。

ドライバン



バンボデーの処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

ドライバン（テールゲートリフター付き）



バンボデーおよびテールゲートリフターの処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

側面開放車



バンボデーの処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

冷凍車（側面開放）



バンボデーの処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。
※冷凍装置に使用されているフロン類は、フロン回収破壊法（第一種特定製品）に基づく対応が必要です。

その他の車種

冷蔵車（側面開放）

冷蔵車

オープンバン

(2) コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置

コンクリートミキサー



ドラム、ポンプ等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

塵芥車



ボデー、油圧装置等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

タンクローリ



タンク、ポンプ等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

粉粒体運搬車（バラセメント類運搬車）



タンク、コンプレッサー等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

粉粒体運搬車（飼料運搬車）



タンク、ポンプ等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

清掃車（汚泥吸引車）



タンク、ポンプ等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

(3) 土砂等の運搬用自動車の荷台その他の囲いを有する積載装置

清掃車（高圧洗浄車）



タンク、ポンプ、洗浄装置等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

道路作業車（湿塩散布車）



タンク、散布装置、標識等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

平ボデー



ボデーの処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

平ボデー（クレーン付）



ボデーおよびクレーンの処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

活魚運搬車



タンク、酸素供給装置等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

路面清掃車



積載装置、路面清掃に使われる吸引機器、ブラシ等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

ダンプ



ボデー、油圧装置等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

車両運搬車



ボデー、油圧装置等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

消防車（タンク）



タンク、ポンプ等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

その他の車種

散水車

アスファルト運搬車

給水車

消毒車

糞尿車

タンク車（高圧ガス）

チップ運搬車



ボデーの処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

その他の車種

家畜運搬車

側面開放車（幌製）

コンテナ兼用車

荷台昇降車

リフト車

(4) トラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な装置

高所作業車



ベース、ブーム、バスケット、油圧装置等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

消防車



搭載装置、消防ポンプ、その他消防機器等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

脱着装置付コンテナ専用車



脱着装置等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。
コンテナは架装物に含まれていません。

トラッククレーン



クレーン装置等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

コンクリートポンプ車



ポンプ、ブーム等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

その他の車種

- 空港用作業車
- 穴掘建柱車
- レッカー車
- ボイラー車
- ウィンチ車
- 梯子車

2. 自動車リサイクル法の対象となる架装物

- ・自動車リサイクル法の対象となる架装物から発生するシュレッダーダストの処理に必要な費用は、基本的にシュレッダーダスト料金に含まれていますが、以下のケースについては処理に必要な費用がシュレッダーダスト料金に含まれていないので注意が必要です。

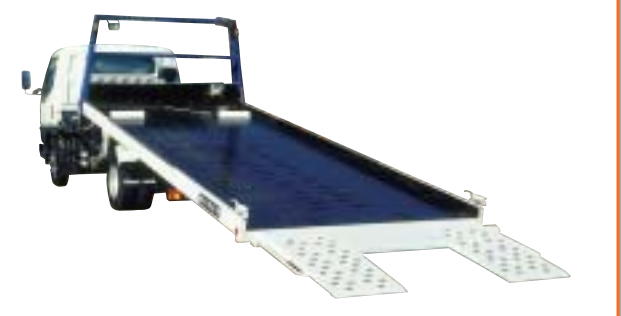
(1) 囲いのない荷台架装物

- ・産業機械・重機運搬車等の囲いのない荷台架装物の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。したがって、これらの荷台架装物はこれまでの慣習どおり、原則としてシュレッダー業者には引き渡さないようにしてください。

産業機械運搬車



車両運搬車(荷台スライド式)



キャブオーバ(ボンベ運搬車)



原木運搬車



コンテナ専用車



(2) 一体型架装物およびその積載物・搭載装置等

- ・運転室と一体となっている架装物（床・壁・天井・中仕切り）は分離できないためシュレッダー業者で処理されることから、これらから発生するシュレッダーダストの処理に必要な費用は、基本的にシュレッダーダスト料金に含まれています。
- ・ただし、積載物・搭載装置等（レントゲン車のレントゲン装置等）がシュレッダーダストとなった後の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていませんので、そのことを考慮して前工程や後工程の事業者との取引を行ってください。

レントゲン車



内装



レントゲン装置、エアコン、テーブルなどの処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

放送中継車



内装



アンテナ、作業灯等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

中継機器等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

救急車



内装



担架、医療機器等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

キャンピング車



内装



日除けの処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

ベッド、厨房設備、収納庫等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

馬匹運搬車



内装



保護柵、厩務用具等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

図書館車



内装



日除けの処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

書棚、書籍等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

事務室車



内装



事務機器、机・椅子、棚等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

検診車



内装



日除けの処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

医療機器、ベッド、机、カーテン等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

消防車（消防指揮車）



赤色回転灯、サイレン、通信機器等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

道路作業車



黄色回転灯、サイレン、通信機器等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

血液輸送車



赤色回転灯、サイレン、血液収納箱等の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

その他の車種

採血車

移動広告車

患者輸送車

入浴車

寝具乾燥車

霊柩車

移動販売車

標識車

食堂車

現金輸送車



車いす移動車



車いすの処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。

3. 架装物区分表

- ・本表は、自動車の国土交通省区分やその車体形状の名称あるいは車体工業会区分の名称から、架装物の自動車リサイクル法における法対象・対象外の判別の目安を提供するものです。詳細については、表中の各参照ページをご覧ください。
- 1) 本一覧表を使用して判別が必要となる自動車は、自動車リサイクル法の対象となる自動車のうちキャブ付きシャシに架装物を搭載している「商用車（貨物および特種用途）」および「特種用途の乗用車」のみです。
- 2) 国土交通省区分における同一区分の中に、自動車リサイクル法の対象となる架装物と対象外となる架装物の双方が含まれる場合があります。
- 3) 「囲いのない荷台架装物」と「運転室と一体となっている架装物」はすべて自動車リサイクル法の対象です。本表に記載の自動車リサイクル法対象・対象外の表示は、過去に生産された自動車を参考として作成しておりますので、あくまでも目安としてご利用ください。
- ・架装物区分が「04」の場合は、本区分表記載の「車体の形状」を参考にして、法の対象となる架装物か否かを確認してください。
- ・最終的には、目視による現物の形状確認が必要です。

記号の説明			
架装物区分	01	➡ 架装物はリサイクル料金に含まれる	➡ 5ページ
	02	➡ 架装物の一部はリサイクル料金に含まれる	➡ 5ページ
	03	➡ 架装物はリサイクル料金に含まれない	➡ 5ページ
	※	➡ 架装物により架装物区分が異なる	
参照ページ	法対象外	バン型 ➡ 保冷貨物自動車の冷蔵用装置その他のバン型の積載装置	➡ 8ページ
		タンク型 ➡ コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置	➡ 9・10ページ
		囲い有り ➡ 土砂等の運搬用自動車の荷台その他の囲いを有する積載装置	➡ 11ページ
		特殊用途装置 ➡ トラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な装置	➡ 12ページ
	法対象	囲い無し ➡ 産業機械・重機運搬車等の囲いのない荷台架装物	➡ 13ページ
		運転室一体 ➡ 運転室と一体となっている架装物	➡ 14～17ページ



- ・国土交通省の区分コード 522 ～ 530 については、区分コードからは、車両および架装の形状を特定できません。
- ・形状により法対象・対象外や架装物区分が異なるため8～17ページを参照の上、実車をご確認いただき判別してください。
- ・国土交通省の区分コードは、平成16年7月末時点の国土交通省情報に基づいて作成しています。

(1) 架装物区分表（国土交通省区分コード順）

車体の形状			架装物区分	参照ページ（➡18ページの「記号の説明」をご覧ください）	
コード	国土交通省区分	車体工業会区分		法対象外	法対象
001	箱型	架装物無し	01	架装物無し	
002	幌型	架装物無し	01	架装物無し	
003	ステーションワゴン	架装物無し	01	架装物無し	
011	ボンネット	架装物無し（乗合の場合）	01	架装物無し（乗合の場合）	
		普通荷台、平ボデー	※	囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
		チップ運搬車	03	囲い有り	
		家畜運搬車	03	囲い有り	
		側面開放車（幌製）	03	囲い有り	
		コンテナ兼用車	03	囲い有り	
		車両運搬車	03	囲い有り	囲い無し
		産業機械運搬車	03		囲い無し
		原木運搬車	03		囲い無し
012	キャブオーバ	架装物無し（乗合の場合）	01	架装物無し（乗合の場合）	
		普通荷台、平ボデー	03	囲い有り 特殊用途装置	
		チップ運搬車	03	囲い有り	
		家畜運搬車	03	囲い有り	
		側面開放車（幌製）	03	囲い有り	
		コンテナ兼用車	03	囲い有り	
		車両運搬車	03	囲い有り	囲い無し
		産業機械運搬車	03		囲い無し
		原木運搬車	03		囲い無し
013	リヤーエンジン	架装物無し（乗合の場合）	01	架装物無し（乗合の場合）	
014	アンダーフロア	架装物無し（乗合の場合）	01	架装物無し（乗合の場合）	
021	バン	オープンバン	03	バン型	
		ドライバン及びウイング	03	バン型 特殊用途装置	
		馬匹運搬車	※	バン型	運転室一体
		ウォークスルーバン	※	バン型	運転室一体
		ボトル運搬車	03	バン型	
022	ダンプ	ダンプ	03	囲い有り 特殊用途装置	
023	ピックアップ		01		運転室一体
027	トラクタ		03	特殊用途装置	
029	ボンネット（トラクタ）		03	囲い有り	囲い無し
030	キャブオーバ（トラクタ）		03	囲い有り	囲い無し
031	バン（トラクタ）		03	バン型	

車体の形状			架装物区分	参照ページ（📄18ページの「記号の説明」をご覧ください）	
コード	国土交通省区分	車体工業会区分		法対象外	法対象
043	コンテナ専用車	コンテナ専用車	03		囲い無し
044	荷台昇降車	トラック車体（その他）	03	囲い有り 特殊用途装置	
150	コンテナ専用車（トラクタ）	コンテナ専用車	03		囲い無し
151	脱着装置付コンテナ専用車	脱着コンテナ車	03	特殊用途装置	
270	臓器移植用緊急輸送車	特装車車体（その他緊急用）	02		運転室一体
290	粉粒体運搬車（トラクタ）	粉粒体運搬車	03	タンク型 特殊用途装置	
500	医療防疫車	レントゲン車	※	バン型	運転室一体
		検診車	※	バン型	運転室一体
501	患者輸送車	患者輸送車	02		運転室一体
502	血液輸送車	血液輸送車	02		運転室一体
503	採血車	採血車	02		運転室一体
504	消毒車	タンクローリ（その他）	03	タンク型 特殊用途装置	
505	寝具乾燥車	寝具乾燥車	※	バン型	運転室一体
508	入浴車	入浴車	02		運転室一体
512	粉粒体運搬車	粉粒体運搬車	03	タンク型 特殊用途装置	
513	タンク車	タンクローリ（その他）	03	タンク型 特殊用途装置	
520	救急車	救急車・高規格救急車	※	バン型	運転室一体
		ドクターズカー	02		運転室一体
521	給水車	タンクローリ（散水・給水）	03	タンク型 特殊用途装置	
522	警察車	警察車	※	・国土交通省の区分コード 522 ～ 530 については、区分コードからは、車両および架装の形状を特定できません。 ・形状により法対象・対象外や架装物区分が異なるため8～17ページを参照の上、実車をご確認いただき判別してください。	
		警察パトロール車	※		
523	消防車	消防車	※		
524	保線作業車	特装車車体（その他緊急用）	※		
525	検察庁車	警察車	※		
526	緊急警備車	警察車	※		
527	防衛庁車	（用途により異なる）	※		
529	電波監視車	特装車車体（その他緊急用）	※		
530	交通事故調査用緊急車	警察車	※		
531	車いす移動車	車いす移動車	02		運転室一体
535	ボイラー車	特装車車体（その他）	03	バン型 特殊用途装置	
540	現金輸送車	現金輸送車	※	バン型	運転室一体
545	検査測定車	検査車・測定車	※	バン型 特殊用途装置	運転室一体
550	アスファルト運搬車	タンクローリ（その他）	03	タンク型 特殊用途装置	
551	穴掘建柱車	穴掘建柱車	03	特殊用途装置	

車体の形状			架装物区分	参照ページ（📄18ページの「記号の説明」をご覧ください）	
コード	国土交通省区分	車体工業会区分		法対象外	法対象
552	ウインチ車	特装車車体（その他）	03	特殊用途装置	
553	クレーン車	トラッククレーン（フルクレーン）	03	特殊用途装置	
554	くい打車	特装車車体（その他）	03	特殊用途装置	
555	コンクリートミキサー車	トラックミキサ	03	タンク型 特殊用途装置	
556	コンクリート作業車	コンクリートポンプ車	03	特殊用途装置	
557	コンベア車	特装車車体（その他）	03	特殊用途装置	
558	道路作業車	道路作業車	※	バン型 囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
		高圧洗浄車	03	タンク型 特殊用途装置	
		散水車	03	タンク型 特殊用途装置	
		湿塩散布車	03	タンク型 特殊用途装置	
		リフト車	03	囲い有り 特殊用途装置	
		除雪車	03	囲い有り 特殊用途装置	
		標識車	※	バン型 囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
559	梯子車	特装車車体（その他）	03	特殊用途装置	
560	ポンプ車	特装車車体（その他）	03	バン型 囲い有り 特殊用途装置	
561	コンプレッサー車	特装車車体（その他）	03	バン型 囲い有り 特殊用途装置	
562	農業作業車	作業・工作用車	※	囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
563	クレーン用台車	特装車車体（その他）	03	特殊用途装置	
570	公共応急作業車	特種車体（その他緊急用）	※	バン型 囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
580	空港作業車	空港用作業車	03	バン型 タンク型 特殊用途装置	
585	構内作業車	特種車体（その他作業・工作用）	01		
590	工作車	機械工作車	03	バン型 特殊用途装置	
592	工業作業車	ガス作業車	※	バン型 囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
		水道作業車	※	バン型 囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
		下水作業車	※	バン型 囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
595	軌道兼用車	特装車車体（その他作業工作用）	※	特殊用途装置	運転室一体
596	護送車	護送車	02		運転室一体
597	図書館車	図書館車	※	バン型	運転室一体
598	郵便車	特種車体（その他公務用）	※	バン型	運転室一体
599	移動電話車	移動電話車	※	バン型 特殊用途装置	運転室一体
601	路上試験車	試験車	※	囲い有り	架装物無し
610	キャンピング車	キャンピング車	※	バン型	運転室一体
620	販売車	移動販売車	※	バン型	運転室一体
621	霊柩車	霊柩車	※	バン型 特殊用途装置	運転室一体

車体の形状			架装物区分	参照ページ（▶18ページの「記号の説明」をご覧ください）	
コード	国土交通省区分	車体工業会区分		法対象外	法対象
622	レッカー車	レッカー車	03	特殊用途装置	
623	教習車	教習車	※	囲い有り	架装物無し
624	写真撮影車	特種車体（その他サービス用）	※	バン型 特殊用途装置	運転室一体
625	事務室車	事務室車	※	バン型 特殊用途装置	運転室一体
629	理容・美容車	特種車体（その他サービス用）	※	バン型 特殊用途装置	運転室一体
630	加工車	特種車体（その他広報・宣伝・販売用）	※	バン型 特殊用途装置	運転室一体
631	食堂車	食堂車	※	バン型	運転室一体
632	冷蔵冷凍車	冷蔵車または冷凍車	※	バン型 特殊用途装置	運転室一体
636	冷蔵冷凍車（トラクタ）	冷蔵車または冷凍車	03	バン型 特殊用途装置	
637	活魚運搬車	活魚運搬車	03	タンク型 特殊用途装置	
638	保温車	温蔵車	※	バン型 特殊用途装置	運転室一体
640	散水車	タンクローリ（散水・給水）	03	タンク型 特殊用途装置	
641	塵芥車	塵芥車	03	タンク型 特殊用途装置	
642	清掃車	清掃車	03	タンク型 特殊用途装置	
		路面清掃車	03	タンク型 特殊用途装置	
643	糞尿車	衛生車	03	タンク型 特殊用途装置	
650	広報車	移動広告車	※	バン型 特殊用途装置	運転室一体
651	放送宣伝車	広報宣伝車	※	バン型 特殊用途装置	運転室一体
660	電気作業車	通信作業車	03	バン型 特殊用途装置	
661	電源車	電源車	03	特殊用途装置	
663	照明車	照明車	03	特殊用途装置	
670	架線修理車	外線工事車	03	特殊用途装置	
671	高所作業車	高所作業車	03	特殊用途装置	
673	放送中継車	中継車（衛星、通信、テレビ、ラジオ）	※	バン型	運転室一体
698	トラクタ（特種用途）	その他	※	形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
900～ 912 916～ 918	タンク車（危険物）	タンクローリ（石油類・毒劇物）	03	タンク型 特殊用途装置	
950～ 957	タンク車（高圧ガス）	高圧ガスタンクローリ	03	タンク型 特殊用途装置	
998	その他	その他	※	形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
999	その他	その他	※	形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
上記架装物に組合せて使用される装置		荷役省力装置（キャブバッククレーン・テールゲートリフタ）	03	特殊用途装置	

（2）架装物区分表（車体の形状50音順）

	車体の形状	架装物区分	参照ページ（▶18ページの「記号の説明」をご覧ください）	
			法対象外	法対象
ア行	アスファルト運搬車	03	タンク型 特殊用途装置	
	穴掘建柱車	03	特殊用途装置	
	アンダーフロア	01	架装物無し（乗合の場合）	
	移動広告車	※	バン型 特殊用途装置	運転室一体
	移動電話車	※	バン型 特殊用途装置	運転室一体
	移動販売車	※	バン型	運転室一体
	医療防疫車	※	バン型	運転室一体
	ウイング	03	バン型 特殊用途装置	
	ウィンチ車	03	特殊用途装置	
	ウォークスルーバン	※	バン型	運転室一体
	衛生車	03	タンク型 特殊用途装置	
	衛星中継車	※	バン型	運転室一体
	オープンバン	03	バン型	
	温蔵車	※	バン型 特殊用途装置	運転室一体
カ行	外線工事車	03	特殊用途装置	
	加工車	※	バン型 特殊用途装置	運転室一体
	ガス作業車	※	バン型 囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
	架線修理車	03	特殊用途装置	
	家畜運搬車	03	囲い有り	
	活魚運搬車	03	タンク型 特殊用途装置	
	患者輸送車	02		運転室一体
	機械工作車	03	バン型 特殊用途装置	
	軌道兼用車	※	特殊用途装置	運転室一体
	キャブオーバ	※	形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
	キャブオーバ（トラクタ）	03	囲い有り	囲い無し
	キャブバッククレーン	03	特殊用途装置	
	キャンピング車	※	バン型	運転室一体
	救急車	※	バン型	運転室一体
	給水車	03	タンク型 特殊用途装置	
	教習車	※	囲い有り	架装物無し
	緊急警備車	※	形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
	くい打車	03	特殊用途装置	
	空港作業車	03	バン型 タンク型 特殊用途装置	
	空港用作業車	03	バン型 タンク型 特殊用途装置	

第2章

バン型

タンク型

囲い有り

特殊用途装置

囲い無し

運転室一体

車体の形状	架装物区分	参照ページ（  18ページの「記号の説明」をご覧ください）	
		法対象外	法対象
車いす移動車	02		運転室一体
クレーン車	03	特殊用途装置	
クレーン用台車	03	特殊用途装置	
警察車	※	形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
警察パトロール車	※	形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
下水作業車	※	バン型 囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
血液輸送車	02		運転室一体
現金輸送車	※	バン型	運転室一体
検査車	※	バン型 特殊用途装置	運転室一体
検査測定車	※	バン型 特殊用途装置	運転室一体
検察庁車	※	形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
検診車	※	バン型	運転室一体
原木運搬車	03		囲い無し
高圧ガスタンクローリ	03	タンク型 特殊用途装置	
高圧洗浄車	03	タンク型 特殊用途装置	
高規格救急車	※	バン型	運転室一体
公共応急作業車	※	バン型 囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
工業作業車	※	バン型 囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
工作車	03	バン型 特殊用途装置	
高所作業車	03	特殊用途装置	
交通事故調査用緊急車	※	形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
構内作業車	01	架装物無し	
広報車	※	バン型 特殊用途装置	運転室一体
広報宣伝車	※	バン型 特殊用途装置	運転室一体
護送車	02		運転室一体
コンクリートポンプ車	03	特殊用途装置	
コンクリートミキサー車	03	タンク型 特殊用途装置	
コンクリート作業車	03	特殊用途装置	
コンテナ兼用車	03	囲い有り	
コンテナ専用車	03		囲い無し
コンテナ専用車（トラクタ）	03		囲い無し
コンプレッサー車	03	バン型 囲い有り 特殊用途装置	
コンベア車	03	特殊用途装置	
採血車	02		運転室一体

サ 行

タ 行

車体の形状	架装物区分	参照ページ（  18ページの「記号の説明」をご覧ください）	
		法対象外	法対象
作業・工作用	※	囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
産業機械運搬車	03		囲い無し
散水車	03	タンク型 特殊用途装置	
試験車	※	囲い有り	架装物無し
湿塩散布車	03	タンク型 特殊用途装置	
事務室車	※	バン型 特殊用途装置	運転室一体
写真撮影車	※	バン型 特殊用途装置	運転室一体
車両運搬車	03	囲い有り	囲い無し
消毒車	03	タンク型 特殊用途装置	
消防車	※	形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
照明車	03	特殊用途装置	
食堂車	※	バン型	運転室一体
除雪車	03	囲い有り 特殊用途装置	
塵芥車	03	タンク型 特殊用途装置	
寝具乾燥車	※	バン型	運転室一体
水道作業車	※	バン型 囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
ステーションワゴン	01	架装物無し	
清掃車	03	タンク型 特殊用途装置	
臓器移植用緊急輸送車	02		運転室一体
測定車	※	バン型 特殊用途装置	運転室一体
側面開放車（幌製）	03	囲い有り	
脱着コンテナ車	03	特殊用途装置	
脱着装置付コンテナ専用車	03	特殊用途装置	
タンク車	03	タンク型 特殊用途装置	
タンク車（危険物）	03	タンク型 特殊用途装置	
タンク車（高圧ガス）	03	タンク型 特殊用途装置	
タンクローリ（散水・給水）	03	タンク型 特殊用途装置	
タンクローリ（石油類・毒劇物）	03	タンク型 特殊用途装置	
ダンプ	03	囲い有り 特殊用途装置	
チップ運搬車	03	囲い有り	
通信作業車	03	バン型 特殊用途装置	
通信中継車	※	バン型	運転室一体
テールゲートリフタ	03	特殊用途装置	
テレビ中継車	※	バン型	運転室一体

第2章

バン型

タンク型

囲い有り

特殊用途装置

囲い無し

運転室一体

車体の形状	架装物区分	参照ページ（18ページの「記号の説明」をご覧ください）	
		法対象外	法対象
電気作業車	03	バン型 特殊用途装置	
電源車	03	特殊用途装置	
電波監視車	※	形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
道路作業車	※	形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
ドクターズカー	02		運転室一体
図書館車	※	バン型	運転室一体
ドライバン	03	バン型 特殊用途装置	
トラクタ	03	特殊用途装置	
トラッククレーン	03	特殊用途装置	
トラックミキサー	03	タンク型 特殊用途装置	
ナ 行			
荷台昇降車	03	囲い有り 特殊用途装置	
荷役省力装置	03	特殊用途装置	
入浴車	02		運転室一体
農業作業車	※	囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
ハ 行			
箱型	01	架装物無し	
梯子車	03	特殊用途装置	
馬匹運搬車	※	バン型	運転室一体
バン	※	形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
バン(トラクタ)	03	バン型	
販売車	※	バン型	運転室一体
ピックアップ	01		運転室一体
標識車	※	バン型 囲い有り 特殊用途装置	運転室一体
平ボデー	03	囲い有り 特殊用途装置	
普通荷台	03	囲い有り 特殊用途装置	
糞尿車	03	タンク型 特殊用途装置	
粉粒体運搬車	03	タンク型 特殊用途装置	
粉粒体運搬車(トラクタ)	03	タンク型 特殊用途装置	
ボイラー車	03	バン型 特殊用途装置	
防衛庁車	※	形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
放送宣伝車	※	バン型 特殊用途装置	運転室一体
放送中継車	※	バン型	運転室一体
保温車	03	バン型 特殊用途装置	
保線作業車	※	形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
ボトル運搬車	03	バン型	

マ〜ワ 行

車体の形状	架装物区分	参照ページ（18ページの「記号の説明」をご覧ください）	
		法対象外	法対象
幌型	01	架装物無し	
ボンネット	※	形状により法対象内外や架装物区分が異なります	
ボンネット(トラクタ)	03	囲い有り	囲い無し
ポンプ車	03	バン型 囲い有り 特殊用途装置	
郵便車	※	バン型	運転室一体
ラジオ中継車	※	バン型	運転室一体
リフト車	03	囲い有り 特殊用途装置	
リヤーエンジン	01	架装物無し(乗合の場合)	
理容・美容車	※	バン型 特殊用途装置	運転室一体
霊柩車	※	バン型 特殊用途装置	運転室一体
冷蔵車	※	バン型 特殊用途装置	運転室一体
冷蔵冷凍車	※	バン型 特殊用途装置	運転室一体
冷蔵冷凍車(トラクタ)	03	バン型 特殊用途装置	
冷凍車	※	バン型 特殊用途装置	運転室一体
レッカー車	03	特殊用途装置	
レントゲン車	※	バン型	運転室一体
路上試験車	※	囲い有り	架装物無し
路面清掃車	03	タンク型 特殊用途装置	